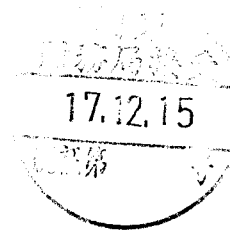


005G C6G0

941826

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書
 【根拠条文】 法第27条の23第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】 ホワイト&ケース法律事務所
 弁護士 近藤 剛
 【住所又は本店所在地】 東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1
 神田橋パークビルディング
 【報告義務発生日】 平成17年12月8日
 【提出日】 平成17年12月15日
 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
 【提出形態】 その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	ジェイコム株式会社
会社コード	2462
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	大阪市中央区南船場四丁目4番3号 御堂筋アーバンライフビル8F

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エボリューション・マスター・ファンド・リミテッド・エスピーシー-セグレゲイテッド・ポートフォリオLS (Evolution Master Fund Ltd. SPC - in respect of Segregated Portfolio "LS")
住所又は本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島、グランド・ケイマン、メアリー・ストリート、ピーオーボックス908GT、ウォーカー・ハウス (Walker House, PO BOX 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2002年7月25日
代表者氏名	エボリューション・キャピタル・マネージメント・エルエルシー
代表者役職	インベストメント・アドバイザー
事業内容	外国機関投資ファンド

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 川内晶子
電話番号	03 (3259) 0200

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	1,433		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証書(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 1,433	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,433		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月8日現在)	S14,500
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	9.88%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	-

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年12月8日	株券	1,703	取得	
平成17年12月8日	株券	270	処分	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】該当なし

--

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	819,676
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円)(T+U+V)	819,676

②【借入金の内訳】

該当なし

③【借入先の名称等】

該当なし

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国の法律に基づき設立され存続する法人であり、登記上の本店を英領西インド諸島ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート、ピーオーボックス908 GT、ウォーカー・ハウスに置くエボリューション・マスター・ファンド・リミテッド・エスピーシー-セグレゲイテッド・ポートフォリオLS(Evolution Master Fund Ltd. SPC – in respect of Segregated Portfolio “LS”) (以下当会社という。)は、東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1に事務所を置くホワイト&ケース法律事務所の弁護士近藤剛氏を、その適法な代理人として指名して定め、当会社を代理して下記の権限を付与する。

- (a) 日本国の証券取引法(昭和23年法25)の規定に従って、大量保有報告書及び同変更報告書並びに同訂正報告書及びそれに付随関連する一切の書類並びにその他の書類を作成、提出及び撤回すること。
- (b) その他の日本法により提出が要求される全ての報告、届出、連絡及びその他の文書を作成、提出及び撤回すること。
- (c) 上記の目的の全て又は一部のために、一人またはそれ以上の復代理人を選任し、又は、これを解任すること。

上記の証として、当会社は、西暦2005年12月14日ここに署名した。

エボリューション・マスター・ファンド・リミテッド・エスピーシー-セグレゲイテッド・ポートフォリオLS

インベストメント・アドバイザー
エボリューション・キャピタル・マネージメント・エルエルシー

(署名)

氏名： エイドリアン・ブリンドル

役職： 最高経営責任者/最高執行責任者

上記正訳致しました。

弁護士 近藤剛

